

2020年5月18日

お取引先 各位

日本住環境株式会社

緊急事態宣言一部解除による業務体制の変更について

貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、政府からの緊急事態宣言の一部解除の通達を受け、対象地域における支店及び営業所の業務体制を以下のように変更させていただきます。

【業務体制変更について】

【対象とする支店、営業所】

盛岡、新潟、長野、金沢、静岡、広島、高松、福岡、鹿児島の
各営業所及び仙台支店、名古屋支店

【営業時間】

平日 9:00~17:45 コロナ禍発生以前の通常営業時間です。

【実施期間】

5月19日より 新たな政府からの通達があるまでの間。

※緊急事態宣言対象エリアは引き続き時短営業 10時から16時を継続します。

ご注文について

営業時間は通常に戻りますが納期回答元については今後も支店・営業所が変わる場合がございます。

出荷対応について

当日出荷に関しては引き続き見合わせ、翌日以降の出荷とさせていただきます。

早めのご注文をいただきますようお願い致します。

尚、状況如何により、変更の場合がございます、ご了承ください。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。